乗務員服務規律例（貸切）

（目的）

第１条　この規律は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４１条に基づき、乗務員が運行の安全の確保のために遵守すべき事項及び乗務員の服務について定めたものである。

（遵守義務）

第２条　乗務員はこの規律、及び当社の就業規則・諸規程、並びに運行の安全の確保のための関係法令を遵守し、輸送の安全及び旅客の利便を確保することに努め、運行管理者の指示に従わなければならない。

（乗務員の遵守事項）

第３条　運転者、車掌その他の乗務員は、運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、運行管理者に報告するとともに指示を仰ぎ、乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

1. 旅客の運送を継続すること。
2. 旅客を出発地又は目的地まで送り届けること。
3. 旅客を保護すること。
4. 死傷者のあるときは、すみやかに応急手当その他の必要な措置を講ずること。
5. 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
6. 損害拡大防止の処置をとること。
7. 死傷者を保護すること。
8. 警察へ通報すること。
9. 遺留品を保管すること。

２乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 運輸規則第５２条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する車内に持ち込むこと。
2. 酒気を帯びて乗務すること。
3. 車内で喫煙すること。
4. 運行時刻前に発車すること。
5. 旅客の現在する車両の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をすること。

３　乗務員は、旅客が車内において法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするときは、これを制止し、又は必要な事項を旅客に指示する等の措置を講ずることにより、運送の安全を確保し、及び車内の秩序を維持するように努めなければならない。

（運転者の遵守事項）

第４条　運転者は、次に掲げる行為を遵守しなければならない。

1. 日常点検

1日1回、運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により車両を点検しなければならない。また、整備管理者に点検結果を報告し、確認を受けなければならない。

1. 点呼等

乗務しようとするとき及び乗務を終了したとき、並びに夜間において長距離の運行を行う場合は当該運行の途中に、運行管理者又は運行管理補助者が行う点呼を受け、次の事項について報告し、確認を受け、並びに運行の安全を確保するために必要な指示を受けなければならない。

①　業務前点呼

1. 日常点検の実施結果及び携行品等の点検、確認
2. 酒気帯びの有無
3. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

　　　②　業務後点呼

1. 車両、道路及び運行の状況
2. 酒気帯びの有無
3. 他の運転者と交替した場合にあっては、当該運転者が交替した運転者に対して行った通告

　　　③　業務途中点呼

1. 車両、道路及び運行の状況
2. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
3. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

（3）の2 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

（3）の3 運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続する　　ことができないおそれがあるときは、その旨を運行管理者に申し出ること。

1. 運行中に当該車両の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると　認めたときは、直ちに運行を中止し、その後速やかに運行管理者に連絡を取り、指示を受けること。
2. 坂路において車両から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。
3. 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
4. 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
5. 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の当該車両、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該車両の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について次に掲げる事項の点検をすること。ただし、※の項目は、エアブレーキを採用している車両に限る。

○ブレーキの効きが十分であること。

○タイヤ空気圧が適当であること。

○灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅状態が不良でないこと。

※空気圧力の上がり具合が不良でないこと。

※ブレーキバルブからの排気音が正常であること。

1. 運輸規則第２５条第１項、第２項又は第３項の記録（同条第４項の規定により、同条第１項、第２項又は第３項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合は、その付記による記録）を行うこと。
2. 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

２　運転者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ただし、車掌が乗務しない場合は、第２号に掲げる事項を遵守すればよい。

1. 発車は、車掌の合図によって行うこと。
2. 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。
3. 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。
4. 車両を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。

３　車掌が乗務しない場合、運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならな

い。また、乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

４　運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。また、運行の途中において、

運行指示書と異なる運行を行う場合には、原則として、運行管理者の指示に基づいて行

うこと。なお、変更の指示があった場合には、その内容、理由及び指示をした運行管理

者の氏名を運行指示書に記入すること。

５　運転者は、運輸規則第２６条による運行記録計の記録媒体の着脱を運行の開始、終了時に行い、運行記録計の記録を行うこと。また、次に掲げる事項について、運行記録計の記録に併記すること。

1. 年月日
2. 自動車登録番号等
3. 運転者名

（車掌の遵守事項）

第５条　車掌は、乗務中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、踏切前で降車し、運行の安全を確認して運転者を誘導すること。
2. 車両の故障等により踏切内で運行不能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとること。
3. 車両を後退させようとするときは、降車し、路肩又は障害物との間隔及び路面その他の道路の状況を運転者に通告するとともに誘導すること。
4. 発車の合図は、旅客の安全及び車両の左側に、その運行に支障がないことを確認し、かつ、乗降口の扉を閉じた後に行うこと。
5. 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。
6. 車掌の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

（乗務中の携帯電話等の取扱い）

第６条　運転者は、運転中に携帯電話等を使用（機器を手に持って操作し、又は画面を注視すること。）してはならない。

２　乗務員は、乗務中に私用目的で携帯電話等を使用してはならない。

（指導教育及び適性診断）

第７条　乗務員は、当社において運行の安全及び旅客の安全を確保し、また、旅客サービス

の向上を図るために計画的、継続的に実施される一般的な指導教育を受けなければな

らない。

２　次に掲げる運転者（特定運転者）は、当社で行う特別な指導を受け、必要な適性診断を受診しなければならない。

1. 事故惹起運転者
2. 初任（準初任）運転者
3. 適齢運転者

（健康管理）

第８条　乗務員は、旅客の生命、財産を預かることを自覚し、自身の健康を把握し、健康保

持、管理に努めなければならない。

２　乗務員は、当社が行う健康診断を受けなければならない。なお、他の医師による診断を希

望する場合は当社の承認を得て、かつ、診断結果を提出しなければならない。

（シートベルト）

第９条　乗務員は、旅客の安全を確保するために、次の各号を実施しなければならない。

1. シートベルトを座席に埋没させないなど、旅客が常時着用できる状態にしておくこと。
2. 旅客にシートベルトの着用を促すこと。
3. 発車前に旅客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること。

付則　（※下記については貴社における改正日等を記載してください）

1. 本規律は令和　年　月　日から実施する。
2. 改正条文（第〇条）は、令和　年　月　日から実施する。